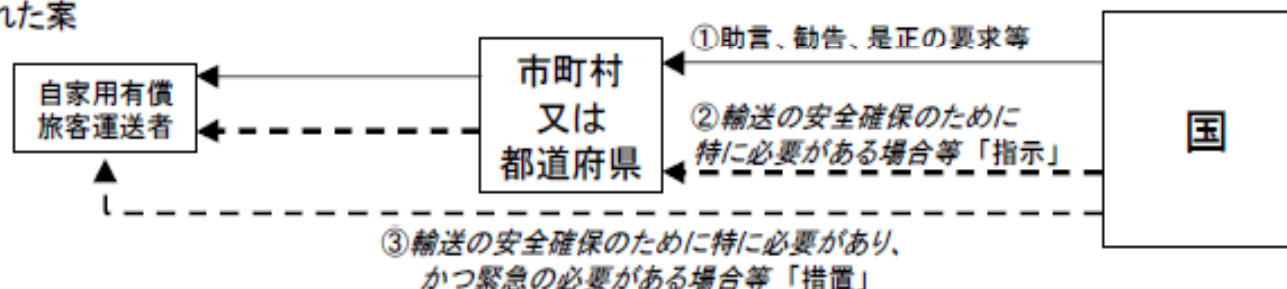


事務・権限の移譲に関する法制的考え方（検討中の素案）資料5（H25.11.28）

(2) 輸送の安全の確保 及び 利用者の保護の考え方

示された案



示された案の問題点

1. 二重行政化 ⇒ 市町村・都道府県・国の事務量増加し負担増 無責任化  
⇒ 輸送の安全の確保 及び 利用者の保護には マイナス
2. “特に必要がある場合等”とは？ これまでもなかった  
⇒ 規定を設ける合理的な理由がない 市町村・都道府県の不安をあおるだけ
3. 登録を受ける市町村・都道府県の責任と実務が不明瞭
4. “(1)輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護に関する事務を適切に行うことができるものとして国土交通大臣が指定した市町村等”が移譲を受ける  
⇒ 「できる」から指定するのに「できない」から指示・代執行する … 矛盾
5. 市町村・都道府県に“責任と覚悟”を求めながら指示・代執行する … 矛盾
6. 自家用有償旅客運送ならではの安全の確保・利用者保護が理解されていない  
利用者＝限定され繰り返し利用 運転者＝地元民 ポランティアが多数 互助・助け合い・まちづくり

事務・権限の移譲に関する法制的考え方（検討中の素案）資料5（H25.11.28）

(2) 輸送の安全の確保 及び 利用者の保護の考え方

そもそも市町村・都道府県 “特に自家用有償旅客運送が行われている市町村” が求めているもの

1. 事務の軽減と明確化 …… 規制改革し 制度を合理的で簡素&明解なものにすること

現在 登録前の“運営協議会の開催・合意・登録”での負担感“大”

登録後の“輸送の安全の確保”の負担感“小”

2. 人的な支援 …… 難解な制度は手に余る 誰も担当したがらない・担当できない

3. 財政的な支援 …… 可能にするためには財政的支援が必要

⇒ できないなら尚更 事務の軽減と明確化に力を注ぐべき

事務・権限の移譲に関する法制的考え方（検討中の素案）資料5（H25.11.28）

提案 1. 市町村・都道府県と国との関係

案A) 国の関与は地方自治法の定めに基づく

市町村・都道府県が自治事務として地域性をだしやすい制度のもとで行う

例) 対象者の拡大、要件の緩和など

案B) それでも国が関与するのであれば

“市町村・都道府県と国との役割分離”

市町村・都道府県…登録受付のみ 運送者の名称、対象者などを受付

国 …全国一律のルールのもと安全にかかわる事項を管理

提案 2. 移譲を受けやすくする規制改革 主なもの

- (1) 運営協議会 ⇒ 廃止（法および施行規則）  
…市町村にとって最大の負担 手上げ方式では二重行政状態が残る
- (2) “他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって” ⇒ 削除（施行規則）  
…利用者目線の欠如
- (3) 道路運送車両法から自家用有償旅客運送に使用する車両 ⇒ 削除  
…難解さの象徴

交通政策基本法にも合致した 国・都道府県・市町村との関係役割分担 利用者目線を

## 運営協議会のあり方の見直し及び改善(案) 資料7 (H25.11.28)

### 問題点

1. 本来協議が行われていない
  - ・書類のチェック機関化(運輸支局の業務代行・・・二重行政)
  - ・多事考慮⇒ 法定三事項(必要性・対価・地域) の協議すべき内容が不明瞭なのも一因
2. 法省令違反のローカルルールを作り出している
3. 市町村にとって大きな負担
  - ⇒ 市町村が主宰しなければならない根拠が不明?
4. 利害調整の場となる
  - ⇒ 事業者都合による話し合い・・・利用者の利益に反する
5. いまだ設置しない地域が少ない
6. そもそも必要性の協議は無意味

どれも地方移譲では問題が深刻化する恐れ

これまでの改善への取り組み(関係通達の発出)は効果“少”

- ・不合理なローカルルールについて ⇒ 一向に改善されない
- ・協議について ⇒ 一向に改善されない

理念どおりに協議されないのであれば必要ない